

平成20年度 第1回愛媛県公共事業再評価委員会 議事録〔要旨〕

1 開 会

2 開会挨拶

3 愛媛県公共事業再評価委員会設置要綱の改正についての報告

- ・ 事務局から改正箇所（委員定数）について報告。

4 委員の紹介

5 委員長の互選及び副委員長の指名

- ・ 委員の互選により柏谷委員を委員長に選出、柏谷委員長から青野委員を副委員長に指名。

6 審 議

(1) 市町等審議付託の適否

- ・ 市町等から付託要請のあった次の30件についても本委員会で審議する。（全員異議なし）
 - 育成林整備事業〔林道 戸石天ヶ峠線〕（いしづち森林組合）
 - 育成林整備事業〔林道 蔵ヶ谷面谷線〕（内子町）
 - 総合流域防災事業〔(準)傍示川〕（松山市）
 - 今治港海岸（高潮）事業（今治市）
 - 公共下水道事業〔川之江処理区〕（四国中央市）
 - 公共下水道事業〔三島処理区〕（四国中央市）
 - 公共下水道事業〔三島排水区〕（四国中央市）
 - 公共下水道事業〔新居浜処理区〕（新居浜市）
 - 公共下水道事業〔新居浜排水区〕（新居浜市）
 - 公共下水道事業〔西条処理区〕（西条市）
 - 公共下水道事業〔西条排水区〕（西条市）
 - 公共下水道事業〔東丹処理区〕（西条市）
 - 公共下水道事業〔今治処理区〕（今治市）
 - 公共下水道事業〔北部処理区〕（今治市）
 - 公共下水道事業〔今治排水区〕（今治市）
 - 公共下水道事業〔樋口処理区〕（今治市）
 - 公共下水道事業〔中央処理区〕（松山市）
 - 公共下水道事業〔西部処理区〕（松山市）
 - 公共下水道事業〔松山排水区〕（松山市）
 - 公共下水道事業〔北条処理区〕（松山市）
 - 公共下水道事業〔北条排水区〕（松山市）
 - 公共下水道事業〔重信処理区〕（東温市）

- 公共下水道事業〔伊予処理区〕（伊予市）
- 公共下水道事業〔伊予排水区〕（伊予市）
- 公共下水道事業〔保内処理区〕（八幡浜市）
- 公共下水道事業〔八幡浜処理区〕（八幡浜市）
- 公共下水道事業〔野村処理区〕（西予市）
- 公共下水道事業〔宇和处理区〕（西予市）
- 公共下水道事業〔宇和島処理区〕（宇和島市）
- 公共下水道事業〔宇和島排水区〕（宇和島市）

（２）審議方法及び個別審議箇所の抽出

- ・ 今年度審議対象件数は51件と多数であることから、委員会を2回に分けて実施する。
- ・ 第1回委員会は、河川事業、道路事業及び中予地域の公共下水道事業の25件について審議する。
- ・ 第2回委員会は、林道事業、海岸事業、砂防事業及び中予地域以外の公共下水道事業の26件について審議する。
- ・ 個別に審議が必要と思われる10事業を個別審議として選定し、残り41事業については一括審議とする。
- ・ 第1回委員会の個別審議箇所は、事前に各委員からの意見により決定した次の5事業を選定する。
 - 住宅市街地盤整備事業〔(二)浅川〕
 - 広域基幹河川改修事業〔(一)肱川〕
 - 広域基幹河川改修事業〔(二)中山川〕
 - 道路改築事業〔(国)380号小田バイパス〕
 - 公共下水道事業〔松山排水区〕

（３）個別審議

・ 住宅市街地盤整備事業〔(二)浅川〕

<審議>

【河川課】

- ・ 流域の概要、事業概要、事業の経緯及び進捗状況、事業の必要性及び効果、事業の評価、今後の対応方針等を説明。

【長井委員】

- ・ 完成予定が平成23年と平成35年と2つあるのはなぜか。
- ・ 前回の再評価時から想定氾濫区域内の世帯数の戸数が減少しているのにB/Cが大きく伸びるのはなぜか。
- ・ 河川整備と公共下水道整備を一体的に整備する必要があると考えるが、公共下水道事業とは調整を行っているのか。

【河川課】

- ・ 本河川は、もともと広域基幹河川改修事業として整備を進めていたが、今治市の新都市整備に関連して、本審議事業である住宅市街地盤整備事業を追加して、2つ

の事業により整備を進めている。そのうち、住宅市街地盤整備事業については、平成23年、広域基幹河川改修事業については平成35年を完成予定としている。

- ・ 前回と今回では再評価時の費用便益を算出する際の手法を変えたことにより、各浸水深における被害率が大きくなり、また、家屋1㎡あたりの評価額が増えたことなどにより直接被害額が増えている。
- ・ 内水的な被害を軽減するために、公共下水道事業と連携をとって整備を進めることは非常に効果があると考えられるが、現在、河川の断面自体が不足していることにより、浸水被害が起こっているため、現在の計画を促進させていきたい。

【三好委員】

- ・ 全体事業計画が長期に渡っているが、自然環境または住環境に対する取組についてはどのようなものがあるか。

【河川課】

- ・ 都市部を流れる河川のため用地的な制約はあるが、改修後においてもみお筋ができるように配慮している。

【櫻井委員】

- ・ 本事業は、全体的な河川改修事業である広域基幹河川改修事業のうちの一部であると理解してよいのか。

【河川課】

- ・ 結構です。

【櫻井委員】

- ・ 全体事業である広域基幹河川改修事業と一部分である本事業の用地費が同額であるのはなぜなのか。

【河川課】

- ・ 全体事業の用地費を記入しておりました。申し訳ありません。

<審議結果とりまとめ>

【柏谷委員長】

- ・ 本事業については「事業継続」としてよいか。（全員異議無し）
- ・ 河川整備事業と住宅市街地整備事業との関わり方について、一般県民には分かりにくいいため、今後の説明においては十分に注意していただきたい。

・ 広域基幹河川改修事業〔(一)肱川〕

<審議>

【河川課】

- ・ 流域の概要、事業概要、事業の経緯及び進捗状況、事業の必要性及び効果、事業の評価、今後の対応方針等を説明。

【櫻井委員】

- ・ 他の河川事業では、平成15年度の前回の再評価において、旧マニュアルである治水経済調査要綱を適用基準としているが、本事業については新マニュアルである治水経済調査マニュアル（案）を適用基準としているのなぜか。
- ・ 前回の再評価時と同じ評価方法であるのに、前回よりも数値が上がった項目もあれば下がった項目もある。変動している理由は何か。

【河川課】

- ・新マニュアルについては、平成11年に策定されているが、平成15年度に旧マニュアルを適用基準としているのは、平成10年度の再評価との比較を行うためである。しかし、本事業については、平成15年度が初めての再評価であったため、新マニュアルを適用している。
- ・想定氾濫区域内における世帯数が増えているのは市営住宅が造成されたためであり、田畑の面積が減少しているのは、高速道路の造成により田畑の面積が減ったためである。

【関委員】

- ・前回の再評価時に比べて計画延長は同じであるのに、総事業費が大幅に増加した理由は何か。

【河川課】

- ・前回の再評価の資料を精査した結果、上流の岩瀬川の改修費を計上していなかった。

【柏谷委員長】

- ・新規採択時と前回の再評価との間にも大幅な事業費の増加があるが、この理由は何か。

【河川課】

- ・当初は、2割勾配の護岸ということで法面の保護施設を計上していなかったが、実際に事業を開始すると、出水の影響等により護岸の浸食が見られたため、長期的な安全性を考えた上で、法面の保護施設の費用を計上したことが大きな要因となっている。

【三好委員】

- ・間接被害額が平成15年度の前回の再評価時に比べて半分以下となっているのは、事業の整備効果によるものか。

【河川課】

- ・事業所等の数が変わっていないので、付加価値額、マニュアルの値が変わったことによるものと考えられる。

【青野副委員長】

- ・本事業だけ公共土木施設被害等の被害率が都市被害比率を除くということで1.692としているが、他の河川事業の場合は都市被害比率を除かず1.694としている理由は何か。

【河川課】

- ・公共土木施設被害額等の被害率は、道路、橋梁または下水道といった施設ごとの被害率の積み重ねであるため、現地の状況に即した公共土木施設の被害率の算定を行うようにしており、下水道施設を除いている。他の河川事業については、概ねマニュアルで想定している全施設があるため、全体の値である1.694を使用している。

<審議結果とりまとめ>

【柏谷委員長】

- ・本事業については「事業継続」としてよいか。（全員異議無し）

・広域基幹河川改修事業〔(二)中山川〕

<審議>

【河川課】

- ・ 流域の概要、事業概要、事業の経緯及び進捗状況、事業の必要性及び効果、事業の評価、今後の対応方針等を説明。

【青野副委員長】

- ・ 今回の再評価で適用基準を旧マニュアルから新マニュアルへ変更しているが、費用対効果の値が大幅に増えているのはなぜか。

【河川課】

- ・ 旧マニュアルでは、氾濫した水が最終的に一番低い箇所に溜まった状態で被害額を算出していたが、新マニュアルでは、氾濫した水が流れる流下過程の被害も被害額に計上している。そのため、天井川である本河川の浸水面積等は広がり、それに応じて家屋等の被害も大きくなっている。

【青野副委員長】

- ・ 前回の再評価と比べて、直接被害額で 1.36 倍、間接被害額で 1.71 倍であるのに、B/C の値が約 20 倍にもなるのか。

【河川課】

- ・ 新マニュアルでは、堤防が破堤するという考えが考慮されている。このため、無害流量の値が下がり、被害が増大していることが大きな変更点と考えられる。

【矢川委員】

- ・ 河川によって、計画規模が 1/30 や 1/50 というように違っているが、この計画規模はどのように算定されているのか。

【河川課】

- ・ 計画規模については、河川にどの程度の洪水の水が流れるか、氾濫した場合の被害資産の状況や河川の重要度等を考慮して決定している。

【櫻井委員】

- ・ 事業区間延長を短くするために、シミュレーション結果による破堤箇所だけ工事すればよいのではないか。
- ・ 工事により掘削した土砂は産業廃棄物となるのか。有価資源であれば便益に計上できるのではないか。

【河川課】

- ・ 最も被害大きくなる破堤箇所を想定してシミュレーションを行っているだけで、その他の地点が破堤しないということではない。浸水被害のあった箇所だけ堤防を整備したとしても、下流において新たに被害が生じる可能性があるため、長い事業区間延長を設定せざるを得なくなる。
- ・ 掘削した土砂については、産業廃棄物にあたらぬ普通の土砂と考えている。

【三好委員】

- ・ 事業計画が 30 年あるいは 50 年といった長期となるものについて、地価の高騰に対してはどのような対策を考えているのか。

【河川課】

- ・ 今後の物価上昇とか予測できない部分については、事業のコスト縮減等により事業費を抑えるよう取り組んでいきたい。ただ、昨今の状況からすると、現時点の傾向が続くのであれば、大幅な用地費の増加の見込みはないと考えている。

【長井委員】

- ・ 事業実施期間の割に進捗率が低いにもかかわらず、事業は順調に進んでいるとの説

明であるが、その根拠とは何か。

【河川課】

- ・ 現在、下流から 2.8 km～4.8 kmの 2 kmの部分事業化しており、その上流側については、流下能力としてかなり高い状態となっている。この流下能力の高い部分についても、低水護岸の整備や橋梁の架け替えといったものがあるため、事業費ベースとしては低い進捗率となっているが、河川的能力としては、かなり高い基準となっている状況である。

<審議結果とりまとめ>

【柏谷委員長】

- ・ 本事業については「事業継続」としてよいか。（全員異議無し）
- ・ 河川事業は事業期間が非常に長く、民間の事業計画等からすれば非常にかけ離れているため、全国に対して声を発信して社会常識にある程度合わしてもらう必要がある。
- ・ 河川事業の費用便益分析については、委員からもある程度異議があったように県民あるいは国民に対して理解が得られるよう考えていただきたい。
- ・ 現在事業を実施している河川事業については、B/Cの値に非常に大きな差があるため、必ずしもB/Cの値だけで事業採択の判断を行ってはいないというように、費用便益分析については、広く県民に理解が得られるよう説明責任をお願いしたい。

・ 道路改築事業〔(国)380号小田バイパス〕

<審議>

【道路建設課】

- ・ 地域の概要、事業概要、事業の経緯及び進捗状況、事業の必要性及び効果、事業の評価、今後の対応方針等を説明。

【長井委員】

- ・ 国道 379・380号改良促進期成同盟会とはどういうものなのか。

【道路建設課】

- ・ 地元の市町、関係団体が道路事業の促進を図るために、要望活動を行っている団体である。

【矢川委員】

- ・ 国道 379・380号改良促進期成同盟会には、整備手法の転換を図ることについて意見を伺っているのか。

【道路建設課】

- ・ 地元の首長には説明しているが、地元の方については、本委員会の結果をもって説明を行っていく予定である。

【矢川委員】

- ・ 整備手法を大規模なバイパス計画から、1.5車線の整備手法による現道の局部改良に整備方針を転換することであるが、1.5車線の整備による整備を行った場合、費用はどれ位違うのか。

【道路建設課】

- ・ 過去のモデルケースによると、事業費的には7分の1程度に落ちるのではないかと考えている。

【三好委員】

- ・ 費用便益表にある事業費は、事業期間である18年間の費用なのか。

【道路建設課】

- ・ 残事業費である。

【三好委員】

- ・ 維持管理費3.95億円とあるが、具体的にどのようなことをするのか。

【道路建設課】

- ・ 現道の舗装補修やパトロールといった道路の状態を保つための費用である。

【三好委員】

- ・ 道路の維持管理に従事している専門の県職員がいるのか。

【道路建設課】

- ・ 各出先機関には維持補修の担当部署があり、道路の維持補修を行っている。

<審議結果とりまとめ>

【柏谷委員長】

- ・ 本事業については、整備手法を大規模なバイパスの計画から、1.5車線的整備手法による現道の局部改良に整備方針を転換するという一方で、「事業中止」としてよいか。（全員異議無し）
- ・ 委員会の意見としては事業中止とするが、本事業の必要性がないというわけではなく、県財政が非常に逼迫している中で、やむなく2車線整備から1.5車線的整備に整備方針を転換することになったと了解している。
- ・ 今後、現在実施されている事業又は予定されている事業が中止になるのではないかと、事業に関係する県民にとっては大変不安になると思われるので、県全体で、ある種の見直し基準なり、見直し案とかいうものを早急に作成し、県民の安心、理解を得ることに務めてほしい。

・ 公共下水道事業〔松山排水区〕

<審議>

【松山市】

- ・ 地域の概要、事業概要、事業の経緯及び進捗状況、事業の必要性及び効果、事業の評価、今後の対応方針等を説明。

【櫻井委員】

- ・ 10年確率の計画降雨で整備している本事業がすべて完成したとしても、30年確率の降雨では、一部の地域で浸水被害が発生するとのことであるが、現在、既に30年確率雨量よりも大きい雨が降っていることを考えると、より大きい計画降雨で事業を実施するということは考えられないのか。

【松山市】

- ・ 下水道施設は基本的に5年から10年確率の降雨を採用して整備を行っており、その中でも松山市が一番大きな10年確率を採用している。しかし、10年確率による整備状況が未だ全体に行き渡っていないため、まずは、10年確率による整備を広く普及させたいと考えている。

<審議結果とりまとめ>

【柏谷委員長】

- ・ 本事業については「事業継続」としてよいか。（全員異議無し）

(4) 一括審議

<審議>

（特に意見無し）

<審議結果とりまとめ>

【柏谷委員長】

- ・ 一括で審議した20事業について「事業継続」としてよいか。（全員異議無し）

7 閉 会